

令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付要項

（趣旨）

第 1 条 この告示は、地域における経済循環の創造を図るため、地域資源を活かした先進的かつ持続可能な事業を実施しようとする民間事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、土浦市補助金等交付規則（平成 13 年土浦市規則第 36 号。第 12 条及び第 14 条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業等）

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成 25 年 2 月 27 日付け総行政第 29 号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）第 8 条の規定により市長が交付決定を受けた事業とする。

2 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

（1）市内に店舗、工場、事業所等を有し、又は設けようとする者であること。

（2）国税及び市税の滞納がないこと。

（3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行わない者であること。

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている者でないこと。

3 補助金の交付の対象となる経費（次条第 1 項及び第 8 条第 3 号において「補助対象経費」という。）は、国要綱第 5 条第 1 項に規定する経費とする。

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、補助対象経費から地域金融機関及び日本政策金融公庫からの融資額（以下「融資額」という。）並びに補助対象事業を行う者の

自己資金の合計額を差し引いた額とし、2,500万円（融資額が補助金の額の1.5倍以上2倍未満である場合にあっては3,500万円、2倍以上である場合にあっては5,000万円）を上限とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助事業の選定）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下この条及び次条において「申込者」という。）は、別に定めるところにより、あらかじめ補助金を交付する事業（以下「補助事業」という。）の選定について市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、補助事業の選定（以下この条において「選定」という。）について土浦市地域経済循環創造事業選定委員会（以下この条において「選定委員会」という。）に付議するものとする。

3 選定委員会は、前項の規定による付議があったときは、別に定める審査基準により、補助事業の適否について審査し、選定を行うものとする。

4 選定委員会は、申込者に対し、プレゼンテーションを行わせ、及びヒアリングを行うものとする。

5 前2項に定めるもののほか、選定に関し必要な事項は、選定委員会が別に定める。

6 選定委員会は、選定の結果を市長に報告する。

7 市長は、選定された補助事業について、国要綱第7条第1項の規定による交付金の交付の申請を行うものとする。

8 市長は、申込者に対し、前項の規定による申請の結果を通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 国要綱第8条の規定による交付決定を受けた事業を行う申込者は、令和6年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（1）地域経済循環創造事業実施計画書（国要綱別記様式第1号—1及び別記様式第1号—2）

（2）事業収支予算書

（3）工程表その他の補助事業の完了までのスケジュールが分かる書類

（4）法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（国税通則法施行規則（昭

和 3 7 年大蔵省令第 2 8 号) 別紙第 9 号書式 (その 3 の 3))

(5) 納税証明書その他の市税の滞納がないことを証する書類

(6) 融資額を確認できる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付決定通知書 (様式第 2 号) により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の内容変更等)

第 7 条 前条の規定による通知を受けた者 (以下「補助事業者」という。) は、次の各号のいずれかに該当する場合には、令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業変更 (中止・廃止・承継) 申請書 (様式第 3 号) により市長に申請しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる変更を除く。

ア 補助事業の目的に変更が生じるものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的の達成に資すると認められるもの

イ 補助事業の目的及び能率に直接関わりがない細部の変更であるもの

(2) 補助事業に要する経費の配分の変更 (補助事業に要する経費の 10 パーセント以内の額の変更を除く。) をしようとするとき。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(4) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(5) 融資額を減額しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認又は不承認を決定したときは、令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業変更 (中止・廃止・承継) 承認 (不承認) 決定通知書 (様式第 4 号) により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過する日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金実績報告書 (様式第 5 号) に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業収支決算書
 - (3) 補助対象経費に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写し
 - (4) 写真、設計図その他の補助事業の成果が分かる書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第 9 条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金額確定通知書（様式第 6 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第 1 0 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、当該通知を受けた日から起算して 1 4 日を経過する日までに、令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付請求書（様式第 7 号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(関係書類の保存及び収益状況報告等)

第 1 1 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して 5 年間これを保存しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了の翌年度から起算して 5 年間、毎年 4 月末日までに、令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金収益状況報告書（様式第 8 号）に事業報告書及び事業収支決算書を添えて市長に報告しなければならない。

3 市長は、補助事業により補助事業者に相当の収益が生じた場合であって、国要綱第 2 0 条第 3 項の規定により総務大臣から補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命じられたときは、補助事業者に対し、当該金額の納付を命ずることができる。

(財産処分の制限)

第 1 2 条 規則第 1 9 条第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 5 0 万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 1 9 条ただし書に規定する市長が補助金の交付の目的及び当該財

産の耐用年数を勘案して定める期間は、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）第 8 条に定める期間とする。

（消費税等仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の額及び当該額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。次項において同じ。）が確定したときは、令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第 9 号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第 14 条 市長は、規則に定めるもののほか、補助事業について次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助事業者が、関係法令に違反した場合

（2）補助事業者が、不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

（3）第 6 条の規定による補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合であって、国要綱第 16 条第 1 項の規定により総務大臣から交付決定の取消しがあった場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、規則第 17 条第 1 項の規定により補助事業者に補助金の返還を命じた場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、同条第 2 項の加算金又は同条第 5 項の延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（補則）

第 15 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 5 月 2 9 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者については、第 1 0 条から第 1 4 条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

年 月 日

（申請先）土浦市長

申請者
所在地
名称
代表者氏名

令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付申請書

令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金の交付を受けたいので、
令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付要項第 5 条の規定により、
下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費 円
（内訳）

補助事業に要する 経費の区分	金額（円）	備考
施設整備費		
機械装置費		
備品費		
調査研究費		
計		

3 補助金交付申請額 円
（内訳）

資金区分	金額（円）	備考
融資額		
公費による交付額		

うち地方費		
うち国費（交付金）		
自己資金		
その他		
計		

（注）仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち国費（交付金）〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 補助事業の期間（予定）

年 月 日から 年 月 日まで

5 添付書類

- （１）地域経済循環創造事業実施計画書（国要綱別記様式第１号―１及び別記様式第１号―２）
- （２）事業収支予算書
- （３）工程表その他の補助事業の完了までのスケジュールが分かる書類
- （４）法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３））
- （５）納税証明書その他の市税の滞納がないことを証する書類
- （６）融資額を確認できる書類
- （７）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

殿

土浦市長



令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金について、土浦市補助金等交付規則第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費 円

3 補助金交付決定額 円

4 交付の条件

（１）土浦市補助金等交付規則及びこれに基づく市長の指示に従うこと。

（２）令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付要項の定めに従うこと。

第 号
年 月 日

（申請先）土浦市長

申請者
所在地
名称
代表者氏名

令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業変更（中止・廃止・承継）
申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金について、令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付要項第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり補助事業の変更（中止・廃止・承継）の承認を申請します。

記

1 補助事業名

2 区分

- ☐ 補助事業の内容の変更
- ☐ 補助事業に要する経費の配分の変更
- ☐ 補助事業の中止
- ☐ 補助事業の廃止
- ☐ 補助事業の承継
- ☐ 融資額の減額

3 補助事業の内容の変更の場合

変更前	変更後	変更理由

4 補助事業に要する経費の配分の変更又は融資額の減額の場合

【変更前】

円

補助事業に要する経費 の区分	金額（円）	備考
施設整備費		
機械装置費		
備品費		
調査研究費		
計		

資金区分	金額（円）	備考
融資額		
公費による交付額		
うち地方費		
うち国費（交付金）		
自己資金		
その他		
計		

【変更後】

円

補助事業に要する経費 の区分	金額（円）	備考
施設整備費		
機械装置費		
備品費		
調査研究費		
計		

資金区分	金額（円）	備考
融資額		
公費による交付額		
うち地方費		
うち国費（交付金）		

自己資金		
その他		
計		

(注) 仕入に係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち国費（交付金）〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5 補助事業の中止又は廃止の場合

中止又は廃止の理由

6 補助事業の承継の場合

(1) 補助事業の承継先の名称

(2) 補助事業を承継する理由

7 添付書類

(1) 補助事業の内容の変更にあつては、次に掲げる書類

ア 変更後の補助事業の実施計画書

イ 工程表その他の変更後の補助事業の完了までのスケジュールが分かる書類

(2) 補助事業に要する経費の配分の変更にあつては、変更後の事業収支予算書

(3) 補助事業の承継にあつては、承継事業者に係る次に掲げる書類

ア 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3））

イ 納税証明書その他の市税の滞納がないことを証する書類

(4) 融資額の減額にあつては、減額後の融資額を確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

殿

土浦市長 印

令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業変更（中止・廃止・承継）承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業の変更（中止・廃止・承継）について、令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付要項第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認（不承認）を決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 承認する補助事業の内容の変更、補助事業に要する経費の配分の変更、補助事業の承継又は融資額の減額

変更前	変更後

- 3 不承認
- 不承認の理由

年 月 日

（報告先）土浦市長

報告者

所在地

名称

代表者氏名

令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金について、補助事業が完了したので、土浦市補助金等交付規則第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業が完了した日

年 月 日

3 補助事業に要した経費

円

4 添付書類

（1）事業報告書

（2）事業収支決算書

（3）補助対象経費に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写し

（4）写真、設計図その他の補助事業の成果が分かる書類

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

殿

土浦市長 印

令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金について、土浦市補助金等交付規則第 13 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業に要した経費 円
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 補助金確定額 円

年 月 日

（請求先）土浦市長

請求者
所在地
名称
代表者氏名 印

令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定した令和 6 年度土浦市
地域経済循環創造事業費補助金について、令和 6 年度土浦市地域経済循環創
造事業費補助金交付要項第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求し
ます。

記

1 補助金交付請求額 円

2 振込先口座

金融機関名		本店・支店名等	
預金種目		口座番号	
口座名義人	フリガナ		

年 月 日

（報告先） 土浦市長

報告者
所在地
名称
代表者氏名

令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金収益状況報告書

年 月 日付け 第 号で確定した令和 6 年度土浦市
地域経済循環創造事業費補助金について、令和 6 年度土浦市地域経済循環創
造事業費補助金交付要項第 1 1 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告し
ます。

記

1 収益状況の概要

（単位：円）

補助金 確定額	補助に 係る年 収 入 額	控除額	本 年 度 の 事 業 費 に 支 出 さ れ た 額	基準 納付 額	前 年 度 の 業 績 に 関 連 す る 累 額	本 年 度 納 付 額	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	

備考

- 1 「補助事業に係る本年度収益額：（B）」とは、補助事業の実施結果
の事業化による総収入額から総収入を得るために要した額を差し引い
た額の合計額をいう。「総収入を得るために要した額」とは、材料費、
労務費、材料費・労務費以外の諸経費（外注費、光熱水費、製造設備に
係る減価償却費等）、販売費及び一般管理費等で間接費を含む額をいう。

なお、(B) が 0 又はマイナスの場合は、(C)、(D)、(E) 及び (F) の項目を記載しないこと。

- 2 「控除額：(C)」とは、補助事業に要した経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額(補助事業に要した経費－補助金確定額)をいう。

なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出は、自己負担によって支出した額から補助事業年度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額(自己負担額－前年度までの収益累積額)をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上になった場合は、本年度の控除額は 0 とする。

- 3 「本年度までの補助事業に係る支出額：(D)」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいう。

- 4 「基準納付額：(E)」とは、「補助事業に係る本年度収益額：(B)」から「控除額：(C)」を差し引いた額に、「補助金確定額：(A)」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：(D)」で除した額をいう。 $(E = (B - C) \times A / D)$

- 5 「前年度までの補助事業に係る市への累積納付額：(F)」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

- 6 「本年度納付額：(G)」とは、「基準納付額：(E)」と「前年度までの補助事業に係る市への累積納付額：(F)」の合計額が「補助金確定額：(A)」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：(E)」と「前年度までの補助事業に係る市への累積納付額：(F)」の合計額が「補助金確定額：(A)」を超える場合には、「補助金確定額：(A)」から「前年度までの補助事業に係る市への累積納付額：(F)」を差し引いた残額が本年度納付額となる。 $(A > E + F \text{ ならば } G = E、A \leq E + F \text{ ならば } G = A - F)$

2 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 事業収支決算書

様式第 9 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

（報告先）土浦市長

報告者
所在地
名称
代表者氏名

令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金に係る消費税
等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で確定した令和 6 年度土浦市
地域経済循環創造事業費補助金について、令和 6 年度土浦市地域経済循環創
造事業費補助金交付要項第 1 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告し
ます。

記

1 消費税等仕入控除税額

補助金確定額)	円
a 補助金交付申請時等において既に減額した消費税 等仕入控除税額	円
b 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費 税等仕入控除税額	円
補助金返還相当額 (b - a)	円

2 消費税及び地方消費税の申告状況

	A 確定申告義務なし
	B 簡易課税方式で申告している。
	C 公益法人等であって、特定収入割合が 5 %を超えている。
	D 個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するもの」として 申告している。
	E 消費税等仕入控除税額あり

※ E に該当する場合は、消費税及び地方消費税の計算書等を添付すること。

第 号
年 月 日

殿

土浦市長



令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付決定取消
通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金について、令和 6 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付要項第 1 4 条第 1 項の規定により交付決定を取り消したので、同条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 取消しの理由